

令和元年度随時監査について、横手市長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和2年3月31日

監査報告書に基づき措置を講じた事項について

種類 令和元年度 随時監査

期間 令和元年10月3日（木）～令和2年1月27日（月）

範囲 備品全般及び災害備蓄品の管理運用について

総務企画部

課名等		監査の結果（指摘事項）	措置を講じた事項
総務企画部	情報政策課	1 備品台帳に所在場所、規格が記載されていないものがある。 2 備品台帳への登録が行われていないものがある。 3 所在場所の変更、不用処分が行われていないものがある。	1 IP電話機等の台数が多い機器は、別途、管理ソフトウェアにより管理（所在場所・規格の整理、稼働状況の把握を含む）している。当該機器については、備品台帳の登録を修正し、「管理ソフトウェアで別途管理」の旨を明記するよう改善した。 2 委託業務において受託者が取得し、業務完了後に引渡しを受ける物品について、全庁で確実な備品登録を行うため、会計課・財政課等とともに事務フローと庁内規定（手引き等）に委託に関する事項を追加し、適正に管理するよう改善した。 3 所在場所の変更について、上記1のとおり改善した。不用処分について、令和元年11月に備品台帳を精査し、不用処分が行われていない備品の不用手続を実施した。引き続き、現品確認を徹底し、適正な備品管理に努める。